

広島市規則第76号

令和8年9月28日

広島市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市健康づくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市健康づくりセンター条例施行規則（平成元年広島市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（休館日及び受付時間等）」を付す。

第3条の見出しを削り、同条中「健康科学館」を「広島市健康づくりセンター（健康管理・増進センター以外の施設に限る。）」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。